

新潟市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、法第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）の適切な保護又は支援を図るとともに、児童虐待の防止に関する施策、及び市民への啓発方法等について協議、検討することを目的として、「新潟市要保護児童対策地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換に関すること。
 - (2) 支援対象児童等に対する支援の内容の協議に関すること。
 - (3) 児童虐待の未然防止、早期発見及び早期解決のための対策に関すること。
 - (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動及び児童虐待防止に係る啓発活動に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認められる事項
- 2 前項に規定する情報の交換及び協議を行うために必要があると認める時は、法第25条の3の規定に基づき、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、その他必要な協力を求めることができる。

(構成)

第3条 協議会は、支援対象児童等の適切な保護または支援、児童虐待の防止のためには、支援関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事するものその他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、必要な情報を共有し、円滑な連携の下で対応することが重要であることを鑑み、別表に掲げる関係機関等により構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(要保護児童対策調整機関)

第4条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、新潟市こども未来部こども家庭課を指定する。また、要保護児童対策調整機関に準ずる機能として、法第10条の2に規定するこども家庭センターの実施主体である各区役所健康福祉課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第5条 要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 新潟市こども未来部こども家庭課
 - ア 協議会に関する事務の新潟市全体の総括
 - イ 支援対象児童等に対する支援の新潟市全体の実施状況等の把握
 - ウ 児童虐待の防止施策の推進
 - エ 機関・部署等との連絡調整に関すること

オ 代表者会議に係る事務

(2) 各区役所健康福祉課

ア 各区における支援対象児童等の支援の進行管理に関する総括、事務

イ 各区における実務者会議に係る総括、事務

ウ 各区における個別ケース検討会議に係る総括、事務

(組織)

第6条 協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議によって組織する。

2 代表者会議は年2回開催する。

3 実務者会議は定例会とし、必要と認める関係機関等を召集して開催する。

4 個別ケース検討会議は、支援対象児童等に直接に関わりがある担当者及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者によって構成し、必要に応じ適時に開催する。

5 前各号によらず、各会議は、必要があると認めるときは、当該会議に別表に掲げる関係機関等以外の者の出席を求めることができる。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、支援対象児童等への支援活動が円滑に機能するよう環境整備を行うとともに、全ての児童に対する虐待の防止と適切な支援が実施されることを目的として、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体に関する事項

(2) 児童虐待の実態把握と課題の検討

(3) 児童虐待の未然防止、早期発見及び早期解決のための有効な施策の検討

(4) 要保護児童対策を推進するための啓発方法及び児童虐待防止の啓発方法の協議

(5) 協議会構成機関等における研修の検討

(6) 機関・部署等の情報交換

(7) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、支援対象児童等に対し実際に援助を行っている者の知識及び経験を、支援対象児童等への支援施策に反映させ、且つ、全ての支援対象児童等に対する支援を確実に実施するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握、主担当機関の確認、支援方針の見直しの共有

(2) 困難事例に対する処遇内容の再検討

(3) 支援対象児童等への支援及び児童虐待防止に関する情報交換に関すること

(4) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

(個別ケース検討会議)

第9条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 関係機関等が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断

(2) 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点の確認に関すること

(3) 個別の支援対象児童等にかかる支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること

(4) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びに

これらについての関係機関の共通認識の確保に関すること

(5) 個別の支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う主たる支援機関、全体のケース管理の責任主体となり他の機関との連携の中心となる主担当機関の決定に関する
こと

(6) 個別の支援対象児童等にかかる援助及び支援計画の検討に関すること

(7) その他個別検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

(守秘義務)

第10条 協議会を構成する関係機関等の職員若しくは役員又はその職にあった者は、法第25条の5の規定に基づき、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に掲げる者以外の者で、第6条第5項の規定による求めに応じて会議等に出席した者についても、前項の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、新潟市児童虐待防止対策協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月5日から施行する。

別 表

新潟市要保護児童対策地域協議会 関係機関等

1. 法務省新潟地方法務局
2. 法務省新潟保護観察所
3. 法務省新潟地方検察庁
4. 新潟県警察
5. 新潟県弁護士会
6. 新潟市医師会（小児科医）
7. 新潟市医師会（産婦人科医）
8. 新潟市歯科医師会
9. 新潟市保育会
10. 新潟市私立幼稚園・認定こども園協会
11. NPO法人子ども人権ネット
12. 新潟市民生委員児童委員協議会
13. 新潟市社会福祉協議会
14. 新潟市中学校長会
15. 新潟市小学校長会
16. 新潟市教育委員会学校支援課
17. 新潟市教育相談センター
18. 新潟市若者支援センター
19. 新潟市教育委員会生涯学習推進課
20. 新潟市市民生活部男女共同参画課
21. 新潟市福祉部福祉総務課
22. 新潟市こども未来部こども政策課
23. 新潟市こども未来部幼保支援課
24. 新潟市児童相談所
25. 北区役所健康福祉課（調整機関）
26. 東区役所健康福祉課（調整機関）
27. 中央区役所健康福祉課（調整機関）
28. 江南区役所健康福祉課（調整機関）
29. 秋葉区役所健康福祉課（調整機関）
30. 南区役所健康福祉課（調整機関）
31. 西区役所健康福祉課（調整機関）
32. 西蒲区役所健康福祉課（調整機関）
33. 新潟市こども未来部こども家庭課（調整機関）

オブザーバー

1. 新潟家庭裁判所